

宣言日 令和4年5月18日



事業場名

石川商運株式会社

Safework 向上宣言

【実施事項】

- 1 年間安全衛生計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 2 業務実施体制を確立し、責任の所在を明確にして、それぞれの職務を確実に遂行します。
- 3 ヘルメット着用の徹底などにより、荷役災害防止を徹底します。
- 4 運行計画の作成と運行実績の管理を徹底し、過重労働を防止します。
- 5 健康を守るため、健康診断を確実に実施するとともに、結果について医師の意見を聴取して事後措置を講じます。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会